



日本語版は下記をご覧ください。

日本はビジネスと人権で前進を遂げるも、システミックな課題に対処する 必要あり、と国連専門家

東京/ジュネーブ(2023年8月4日) – 国連専門家はきょう、国連ビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)の履行に向けた日本のコミットメントを称賛するとともに、政府に対し、国内での人権の全面的保護を確保するため、根深く残る公正さを欠くジェンダー規範や社会規範に対処するよう強く促しました。

作業部会を代表し、12 日間にわたって訪日調査を行ったダミオラ・オラウィ、ピチャモン・イェオファントンの両氏は「今般、国連ビジネスと人権の作業部会をお招きいただいたことは、その人権アジェンダの一環として、ビジネス界における人権規範を向上させ、人権メカニズムとの連携も密にしてゆこうとする日本の決意をよく表しています」と語りました。

さらに両専門家は「日本は、アジア太平洋地域で2番目の国として、『ビジネスと人権』に関する行動計画(NAP)を策定するとともに『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』を発表するなど、大きな前進を遂げていますが、課題はまだ残っています」と語ります。

作業部会は、日本の大企業の間で UNGPs に対する認識が高まっていることを確認する一方で、中小企業や一般市民の認識を高めるための取り組みを強化することの重要性も強調しました。その意味で、ビジネス界がバリューチェーン全体における人権デュー・ディリジェンスの能力を向上させ、その理解を深めることは欠かせません。

作業部会はそのミッション終了ステートメントで、すべての人に区別なく、人権の保護と尊重を確保するため、深く根差した公正さを欠くジェンダーと社会の規範に対処することが緊急に必要なことを強調しています。専門家たちは、政府と企業に対し、ダイバーシティとインクルージョンを促進するとともに、女性や先住民族、部落民、障害者、移民労働者、LGBTQI+の人々など、リスクにさらされた集団の権利を守るよう強く促しています。また、社会的に隔絶されたコミュニティへの差別対策で、地方自治体が採用している積極的な実践を歓迎しました。

作業部会は訪日中、メディア・エンターテインメント業界におけるハラスメントと性的虐待、技能実習生の取り扱いに関する課題、福島第一原子力発電所の清掃・汚染除去作業を含む問題を検討しました。

専門家は「日本がビジネスと人権の分野で前進を遂げる中で、作業部会は、国家人権機関の設置などを通じ、より公正でインクルーシブな社会を育てる取り組みの広がりを大いに期待しています」と述べています。

専門家は訪日中、東京、大阪、愛知、札幌、福島の各地で政府や企業、労働組合、市民社会の代表と対話を行いました。

調査結果と主な提言を含む作業部会の最終報告書は 2024 年 6 月、人権理事会に提出される予 定です。

**

<u>人権及び多国籍企業並びにその他の企業の問題に関する作業部会</u>は 2011 年 6 月、国連人権 理事会によって設立されました。現在の作業部会メンバーは、ダミロラ・オラウィ(議長)、ロバー ト・マッコーコデール(副議長)、ピチャモン・イェオファントン、フェルナンダ・ホーペンハイム、エル ジュビェタ・カルスカの各氏です。

作業部会は、人権理事会のいわゆる特別手続きの一環として設置されています。特別手続きとは、 人権理事会の独立人権監視メカニズムの総称で、国連人権システム内で独立専門家を最も多く 抱えています。作業部会は人権理事会と国連総会に直属する組織です。特別手続きのマンデー トを委託されるのは、具体的な国別の状況または全世界のテーマ別問題のどちらかについて調 査するため、人権理事会から任命された独立の人権専門家です。専門家は国連の職員ではなく、 どの政府からも組織からも独立しています。個人の資格で任務に就いており、その活動に対する 報酬は受けていません。

国連<u>ビジネスと人権に関する指導原則</u>は2011 年、国連人権理事会が(決議 17/4 により) 全会一致で承認したもので、事業活動によって生じる人権への影響を防止し、これに対処するために政府と企業に何が期待されるかを明確化することで、ビジネスの関連で人権を守るための行動につき、権威あるグローバル・スタンダードを定めています。

国連人権高等弁務官事務所国別ページ - 日本

さらに詳しい情報と取材要請については、作業部会事務局にお問い合わせください。

東京(訪日調査期間中のみ):

Email: Krizel Patolot Malabanan (<u>krizel.malabanan@un.org</u>) および Sonia Cuesta (<u>sonia.cuesta@un.org</u>) CC: <u>hrc-wg-business@un.org</u>

ジュネーブ:

Email: Krizel Patolot Malabanan (<u>krizel.malabanan@un.org</u>) および Sonia Cuesta (<u>sonia.cuesta@un.org</u>) CC:hrc-wg-business@un.org

その他の国連独立専門家に関するメディアのお問い合わせは、Renato de Souza (<u>+41 22 928</u> 9855 / <u>renato.rosariodesouza@un.org</u>) または Dharisha Indraguptha (dharisha.indraguptha@un.org)までお願いいたします。

国連の独立人権専門家関連の最新情報は、Twitter(@UN SPExperts)でフォローしてください。

私たちが暮らす世界のことが気になるのなら、今すぐ誰かの権利のために立ち上がろう。

#Standup4humanrightsa

ウェブページ http://www.standup4humanrights.org をご覧ください。

1 /// /